

浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書

設置者及び施工業者は、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けた浄化槽に関し、覚書を交換する。

記

- 1 設置者は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、施工業者に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を求めることができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が、設置者の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3 施工業者は、設置者から第1項の規定により瑕疵の補修を求められた場合には、速やかに行わなければならない。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、設置者及び施工業者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

設置者 住所 印
氏名

施工業者 住所 印
(下請負業者) 氏名